

健生食輸発0213第2号
令和8年2月13日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産エゴマのインドキサカルブ及び中国産未成熟えんどうのシロマジン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和8年2月10日付け健生食輸発0210第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、韓国産エゴマのインドキサカルブ及び中国産未成熟えんどうのシロマジンについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

1. 別表第2から削除

- ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ
- ・中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシロマジン

2. 別表第3から削除

- ・韓国産エゴマ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のインドキサカルブ(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「YUDOKYUTONG CO., LTD.」であるものに限る。)
- ・中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシロマジン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「CIXI YINGLONG FOOD CO., LTD.」であるものに限る。)